

檜原村における木質バイオマス利用促進のための
排出削減・吸収量の認定モデルに関する
ガイドライン
(檜原クレジット認定モデルガイドライン)

Ver. 1.0

平成 25 年 9 月 2 日

檜原村木質バイオマス推進協議会

目次

1	総則	2
1.1	目的	2
1.2	用語の定義	2
1.3	基本方針	3
1.4	基本文書一覧	3
1.5	檜原クレジット認定モデルの原則	4
1.6	檜原クレジット認定モデルの対象	4
1.7	檜原クレジットの利用用途	4
2	運営体制	5
2.1	運営管理者	5
2.2	業務内容	5
2.3	ワーキンググループの構成	5
2.4	委員会（ワーキンググループ）の運営	5
3	手続き	6
3.1	手続きの流れ	6
3.2	申請要領の作成	6
3.3	削減（あるいは吸収）プロジェクト申請書の作成	6
3.4	削減（あるいは吸収）プロジェクト申請書の確認、登録	6
3.5	削減（あるいは吸収）プロジェクト申請書の変更	7
3.6	プロジェクトの取消し	7
3.7	削減（あるいは吸収）実績報告書の作成	7
3.8	温室効果ガス削減・吸収実績書の確認、認定	7
3.9	檜原クレジットの利用計画書の作成	8
3.10	檜原クレジットの発行	8
3.11	檜原クレジットの利用実績報告書の作成	8
3.12	檜原クレジットの無効化	8
3.13	檜原クレジットの管理	9
4	附則	9

1 総則

1.1 目的

檜原村における木質バイオマス利用促進のための排出削減・吸収量の認定モデルに関するガイドライン（檜原クレジット認定モデルガイドライン、以下「本ガイドライン」という。）は、檜原村の木質バイオマス資源を有効活用し、温室効果ガスの排出削減・吸収活動を認定する枠組み（以下「檜原クレジット認定モデル」という。）の基本的方針及び原則を示すとともに、檜原クレジット認定モデルの運営のために必要な業務並びに檜原クレジット認定モデルを利用する者が従うべき要件及び手続きを規定することを目的とする。

1.2 用語の定義

用語	定義
温室効果ガス	二酸化炭素（CO ₂ ）、メタン（CH ₄ ）、一酸化二窒素（N ₂ O）、フロン類（HFCs、PFCs）、六フッ化硫黄（SF ₆ ）、三フッ化窒素（NF ₃ ）
排出削減・吸収活動	温室効果ガス排出量の削減又は温室効果ガスの吸収をもたらす活動
排出削減量	成り行き排出量の想定値から実施後排出量の実績値を差し引いた温室効果ガスの量
吸収量	実施後吸収量から実施後排出量及び成り行き吸収量を差し引いた温室効果ガスの量
成り行き排出量	従来活動を継続した（プロジェクトを実施しなかった）場合の温室効果ガスの想定量
実施後排出・吸収量	プロジェクトを実施した場合に、当該プロジェクトに起因して排出又は吸収する温室効果ガスの実績値
クレジット	温室効果ガスの削減量・吸収量の認定単位、最小単位は 1t-CO ₂ e
檜原クレジット認定モデル	檜原村の木質バイオマス資源を有効活用し、温室効果ガスの排出削減・吸収活動を認定する枠組み
檜原クレジット	檜原クレジット認定モデルに基づいて認定された温室効果ガス排出削減・吸収量
申請要領	排出削減・吸収活動を行う技術・方法ごとに、適用条件、排出削減・吸収量の算定方法及び実績の記録方法を規定したもの
プロジェクト実施者	温室効果ガスの排出削減・吸収を行うもので、檜原クレジットの取引による収益を檜原村のバイオマス利用の促進につなげるもの
削減（あるいは吸収）プロジェクト申請書	プロジェクト実施者が排出削減・吸収活動に基づく檜原クレジットの創出方法を記載する申請書

削減（あるいは吸収）実績報告書	削減（あるいは吸収）プロジェクト申請書に従って、温室効果ガス削減・吸収実績の算定結果を記載する申請書
クレジット利用計画書	檜原クレジットの購入先、購入先のクレジットの利用方法、プロジェクト実施者のクレジット売却収入の活用方法などの計画を記載する申請書
クレジット利用実績報告書	檜原クレジットの利用実績などを記載する申請書
無効化	檜原クレジットを利用した場合に、利用した檜原クレジットを以降利用できない状態にすること、償却ともいう
代理無効化	檜原クレジットの利用者に代わって、無効化手続きを行うこと
登録簿	プロジェクト別に、削減・吸収量 1t-CO ₂ e 単位で、檜原クレジットを登録し、無効化处理などを記録したもの

1.3 基本方針

- ① 檜原村のバイオマス資源の利用を促進するプロジェクトを認定する枠組みとする。
- ② 簡易的な認定方法を採用するものの、過大な温室効果ガス削減量・吸収量の認定にならないように留意する。
- ③ 認定コストの最小化を図るために、汎用性のある認定方法とし、認定内容は公開を原則とする。
- ④ 一定の透明性、信頼性を確保することに留意した上で、効率的な管理機能を採用する。

1.4 基本文書一覧

檜原クレジット認定モデルの運営に関連する規程類は以下のとおりである。

- ① 檜原村における木質バイオマス利用促進のための排出削減・吸収量の認定モデルに関するガイドライン（檜原クレジット認定モデルガイドライン）
檜原クレジットの枠組みの基本的方針及び原則、協議会の業務並びに檜原クレジット認定モデルを利用する者が従うべき要件及び手続きを規定したもの（本文書）
- ② 檜原村における木質バイオマス利用促進のための排出削減・吸収量の認定モデルに関する実施規程（檜原クレジット認定モデル実施規程）
プロジェクト実施者が削減（あるいは吸収）プロジェクト申請書の作成から排出削減・吸収量実績の認定までの一連の手続きにおいて満たすべき要件を定めたもの。
- ③ 削減・吸収プロジェクト申請要領
排出削減・吸収を行う技術・方法ごとに、適用条件、排出削減・吸収量の算定方法

及び実績の記録方法を規定したもの。

1.5 檜原クレジット認定モデルの原則

① 環境価値のダブルカウントの禁止

排出削減・吸収効果の重複認定、重複報告が生じないように、他の制度における方針や利用方法等に留意し、檜原クレジットを認定し、その利用を認める。

② 保守的な削減・吸収量の認定

精緻なデータの提出ができない場合など、温室効果ガス削減・吸収量の過大申告のおそれがある場合には、より保守的な削減・吸収量の計算を行う。

③ 公開による透明性・信頼性の確保

認定に関連するデータ等を公開し、透明性・信頼性の確保に努める。

1.6 檜原クレジット認定モデルの対象

① プロジェクト実施者

檜原クレジット認定モデルとして認定されることで創出された檜原クレジットを、他者と取引することで得られた収益を檜原村のバイオマス利用の促進につなげるもの。

② 認定対象期間

平成 24 年 4 月 1 日以降平成 27 年 3 月 31 日に、排出削減・吸収されたもの。

③ 温室効果ガスの種類

地球温暖化対策の推進に関する法律（平成 10 年法律第百十七号）第 2 条第 3 項に掲げる物質を対象とする。二酸化炭素（CO₂）、メタン（CH₄）、一酸化二窒素（N₂O）、フロン類（HFCs、PFCs）、六フッ化硫黄（SF₆）。

1.7 檜原クレジットの利用用途

檜原クレジットの利用者は、地球温暖化対策に対する自主的な取り組みとして利用できる。

2 運営体制

2.1 運営管理者

檜原クレジット認定モデルは「檜原村木質バイオマス推進協議会」が運営し、委員会（ワーキンググループ）を設置する。

2.2 業務内容

- ① 制度文書の決定及び改廃
- ② プロジェクトの確認・登録
- ③ 檜原クレジットの確認・認定
- ④ 檜原クレジットの登録簿の作成・運営・管理
- ⑤ プロジェクト申請情報の公開
- ⑥ その他檜原クレジット認定モデルの運営に必要な業務

2.3 ワーキンググループの構成

- ① 協議会メンバーを中心として、5人以上とする。
- ② 委員の任期は特に定めない。
- ③ 委員長を置き、委員の互選により選任する。

2.4 委員会（ワーキンググループ）の運営

- ① 委員長が招集する。
- ② ワーキンググループは、委員の総数の3分の2以上の出席がなければ、会議を開き、議決することができない。ただし、当該議決について、ワーキンググループに出席することができない委員があらかじめ書面等により議決権の行使を委員長に一任する意思を表明した場合は、当該委員を出席したものとみなす。
- ③ ワーキンググループの議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- ④ 議事内容について特別の利害関係を有する委員は、③の議決に加わることができない。
- ⑤ ワーキンググループの審議については記録を行い、審議の概要を公開する。
- ⑥ ワーキンググループは、必要に応じて電磁的方法又は書面による開催とすることができる。
- ⑦ 上記に定めるもののほか、議事の手続その他ワーキンググループの運営に必要な事項は、委員長がワーキンググループに諮って定める。

3 手続き

3.1 手続きの流れ

檜原クレジット認定モデルにおける手続きの概要は以下のとおり。

	CO2削減事業者	クレジット利用者	檜原村協議会
(1)CO2削減量の計算方法等の確認	①プロジェクト申請書作成	→	②プロジェクト計画審査、認定
(2)CO2削減量実績の正確性の確認	③削減実績報告作成	→	④CO2削減実績認定
(3)クレジット利用計画の確認	⑤クレジット利用計画作成	→	⑥クレジット発行
(4)クレジットの利用実績の確認		⑦クレジット利用実績報告作成	⑧クレジット無効化

3.2 申請要領の作成

ワーキンググループは、申請者の求めに応じて、温室効果ガス削減・吸収技術ごとに申請要領を作成し、公開する。

3.3 削減（あるいは吸収）プロジェクト申請書の作成

プロジェクト実施者は、実施規程に従って、削減（あるいは吸収）プロジェクト申請書を作成する。檜原クレジット認定モデルに基づき登録されるプロジェクトは、次に掲げる要件のいずれも満たすものでなければならない。

【プロジェクトの申請要件】

- ① 檜原村のバイオマス資源に関連するプロジェクトであること
- ② 平成24年4月1日以降に実施されたものであること
- ③ 檜原クレジット認定モデルとして公開された申請要領に基づいていること
- ④ その他檜原クレジット認定モデルの定める事項に合致していること

3.4 削減（あるいは吸収）プロジェクト申請書の確認、登録

プロジェクト実施者は、実施規程に従って、プロジェクトの登録の申請を行う。

運営管理者は、プロジェクトが実施規程及び申請要領に従ったものであると認められる場合には、プロジェクトを登録する。また、プロジェクト実施者に対して、遅滞なく登録

の通知を行うとともに、削減（あるいは吸収）プロジェクト申請書の内容について、遅滞なく公開する。運営管理者は登録の申請を受理した日から 10 週間以内に登録の可否の決定を行うよう努めるものとする。

3.5 削減（あるいは吸収）プロジェクト申請書の変更

プロジェクト登録後に削減（あるいは吸収）プロジェクト申請書の内容を変更する場合は、プロジェクト実施者は、実施規程に従って、削減（あるいは吸収）プロジェクト申請書の変更届を運営管理者に提出する。

3.6 プロジェクトの取消し

プロジェクト登録後にプロジェクトを取り消す場合は、プロジェクト実施者は、実施規程に従って、削減（あるいは吸収）プロジェクト申請書の変更届を運営管理者に提出する。プロジェクトの取消し申請が受理された日以降は、温室効果ガス削減・吸収実績の認定の申請を行うことができない。

3.7 削減（あるいは吸収）実績報告書の作成

プロジェクト実施者は、実施規程に従って、削減（あるいは吸収）実績報告書を作成する。檜原クレジット認定モデルに基づき認定される温室効果ガス削減・吸収実績は、次に掲げる要件のいずれも満たすものでなければならない。

【温室効果ガス削減・吸収実績の認定要件】

- ① 檜原村のバイオマス資源に関連するプロジェクトで、温室効果ガスを削減・吸収したもの
- ② 削減（あるいは吸収）プロジェクト申請書に従って算定されていること
- ③ 算定期間が平成 27 年 3 月 31 日を超えないこと
- ④ 類似制度において認定を受けていないこと
- ⑤ クレジット利用計画書を併せて提出すること
- ⑥ その他檜原クレジット認定モデルの定める事項に合致していること

3.8 温室効果ガス削減・吸収実績書の確認、認定

プロジェクト実施者は、実施規程に従って、温室効果ガス削減・吸収実績の認定の申請を行う。

運営管理者は、削減（あるいは吸収）プロジェクト申請書に従って温室効果ガス削減・吸収実績を算定したものであり、その実績の根拠データが適切であると認められる場合に

は、温室効果ガス削減・吸収実績を認定する。また、プロジェクト実施者に対して、遅滞なく認定の通知を行うとともに、温室効果ガス削減実績報告の内容について、遅滞なく公開する。運営管理者は認定の申請を受理した日から 10 週間以内に認定の可否の決定を行うよう努めるものとする。

3.9 檜原クレジットの利用計画書の作成

檜原クレジットの利用先が決定した場合は、プロジェクト実施者は、実施規程に従って、クレジット利用計画書を作成する。檜原クレジット認定モデルに基づき発行されるクレジットの利用は、次に掲げる要件のいずれも満たすものでなければならない。

【檜原クレジットの利用要件】

- ① クレジット売却先が決まっていること
- ② クレジット売却収入は檜原村のバイオマス資源の利用を促進するためのものであること
- ③ クレジット売却収入の利用用途を明らかにし、活用結果を報告すること
- ④ 利用期限を定めること
- ⑤ 代理無効化など特段の事情がある場合を除いて、売却先は最終利用者であること

3.10 檜原クレジットの発行

プロジェクト実施者は、実施規程に従って、クレジット利用計画書の申請を行う。

運営管理者は、クレジット利用計画書が適切であると認められる場合には、檜原クレジットを発行する。また、プロジェクト実施者に対して、遅滞なく発行の通知を行うとともに、クレジット利用計画書の内容について、遅滞なく公開する。運営管理者は認定の申請を受理した日から 10 週間以内に発行の可否の決定を行うよう努めるものとする。

3.11 檜原クレジットの利用実績報告書の作成

檜原クレジット購入者が、クレジット利用計画書に基づいて、檜原クレジットを利用した場合は、檜原クレジット購入者（代理無効化の場合の代理購入者含む）は、実施規程に従って、クレジット利用実績報告書を作成する。

3.12 檜原クレジットの無効化

檜原クレジット購入者（代理無効化の場合の代理購入者含む）は、実施規程に従って、クレジット利用実績報告書の申請を行う。

運営管理者は、クレジット利用実績報告書が適切であると認められる場合には、檜原ク

レジットを無効化（無効化）する。また、檜原クレジット購入者（代理無効化の場合の代理購入者含む）に対して、遅滞なく無効化の通知を行うとともに、クレジット利用実績報告書の内容について、遅滞なく公開する。運営管理者は認定の申請を受理した日から 10 週間以内に発行の可否の決定を行うよう努めるものとする。

3.13 檜原クレジットの管理

運営管理者は、檜原クレジットの登録簿を作成する。

4 附則

本文書は平成 25 年 9 月 2 日から施行する。

改定履歴

Version	制定/改定日	有効期限	内容
1.0	平成 25 年 9 月 2 日	平成 27 年 3 月 31 日	新規制定